

障第1560号
令和6年1月29日

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）
投与について

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与を行うことに関して、こども家庭庁より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

各指定児童発達支援事業所および各指定放課後等デイサービス事業所におかれましては、内容等ご確認いただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		